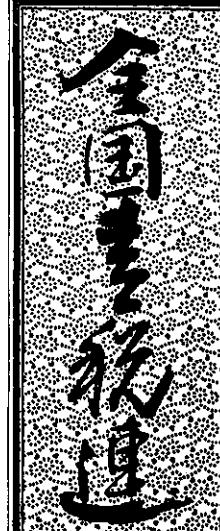


## 日税連幹部と懇談会

# 山本会長 基本要綱の修正を認める

「基本要綱」を大巾修正し行政機構に組入れ



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
連盟本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(354)4162  
会員 行小集石人龜人繁俊夫  
発行編廣報部長

税理士法改正問題は、我々すべての税理士の将来を方指向する重要な問題であり、日税連の一部幹部役員のみが、極秘に進められるべき問題ではないということから今回の懇談会の開催を日税連に対し、再三にわたり強く要望してきたが、ようやく実現する運びとなり、去る二月二日、税理士会館において開催された。

我々全青年税執行部は、限られた三時間の会談の中で、現在進めようとしている改正内容について糾した。その結果、日税連執行部の危険な姿勢が浮彫りにされた。

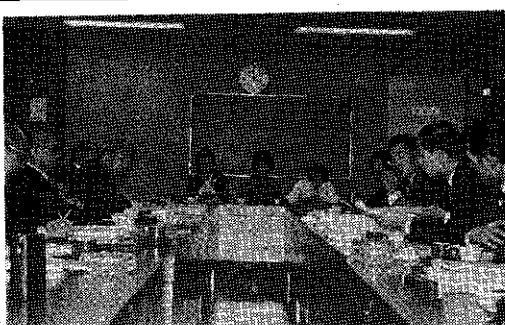
### 出席者

坂田総務部長  
久保田神奈川青税代表幹事  
小西大阪青税代表幹事  
岩本東京青税会長  
伊藤法対部長  
稻葉・西川両法対副部長

（日税連側）  
山本会長  
望月・奥田両副会長  
四元・春好両専務理事  
大竹税対委員長

（全青税側）  
小林会長  
大竹税対委員長  
石井副会長

なお、傍聴に婦人税理士連盟の会員多数が参加した。



青税 本日はお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。

山本 今日は非常に寒いなかをご参加いただきまして、ありがとうございます。

日頃、皆さまには税理士法の改

正問題に対しまして、非常など熱意をおもちになつておられ、なにかとご研究をなさっておられるこ

とにつきましては、私達は深く敬意を表しているわけでございま

す。丁度税理士法改正も、ようやく山場にさしかかったと申しますか、これからが正念場ということがなつたわけであります。ひとつ

丁度税理士法改正も、ようやく

山場にさしかかったと申しますか、これからが正念場といふこと

になつたわけであります。ひとつ

丁度税理士法改正も、ようやく

山場にさしかかったと申しますか、これからが正念場といふこと

になつたわけであります。ひとつ

丁度税理士法改正も、ようやく

山場にさしかかったと申しますか、これからが正念場といふこと

になつたわけであります。ひとつ

### 法改正の基本的姿勢 を糾す

青税 それでは質問に入らせていただきます。

(1) 昨年十二月二十七日の国税局との懇談の報告によると、「基

本要綱」の実現どころか、まったく無視と思うのですが。

(2) 日税連の会務運営について、どうも秘密が多いように思うのですが。

(3) 昨年の十二月二十七日の懇談

よろしくお願ひいたします。

青税 私どもはただ理論的な研究

とか、要望事項を申し上げるとい

うことだけでなく、議員立法辞さ

ずという覚悟で、税理士法改正積

立基金も現実にやっております。

そして税理士法改正を推進して

いくんだという構えをもってお

りますので、単なる意見発表団体

ではないということも、ひとつ今

日はご了解をいただきたいと思

います。また、先般の正副会長会に

再三にわたり、傍聴をお願いいた

しましたが、傍聴のお許しせら

れなかつたことを非常に残念に思

つております。

今後は極力受け入れていただき

ますようにご配慮をいただきたい

と思います。



の試案はどのような作成の基準でお作りになったのかお聞かせ下さい。

四元 あれは試案じゃないんです。試案というは、通俗的にはもう少し固まつたものをいうんです。

青税 たとえば叩き台でもなんでもいいんです。山本会長がお考えになつていらっしゃるのは、一言でいうなら、三十九年改正案とピタリ一致しないかもしれませんのが、我々は変わりないんじやないかという感じをもつてゐるわけですよ。

山本 そのへんはどうでしょう。

山本 それは三十九年のものより青税 たとえばどういう点でしょ

う。

山本 それは、まだ簡単には……(笑) 誘導が上手だから、そ

うはいかんでも、いまここで発表するんなら、理事会にかけて承諾を得てからでないと……。

青税 だから、執行部が秘密で密

室政治で進めているという議論にまた戻ってしまう。

山本 逆に皆さんにお聞きするんですけど、いつまでたってでもいいとにかく、日をかけてでもいいから、基本要綱どおりのものを

つくっていきたいとおっしゃるの

か。それから実利的なもので、なるべく早く法律の改正を達成した

いとおっしゃるのか、どつちですか。

青税 せつかくのお言葉なんです

が、私のほうで会長にうかがいたくてお聞きしていることなんですか。

青税 せつかくのお言葉なんですか。私のほうで会長にうかがいたくてお聞きしていることなんですか。

青税 どうもお忙がしいところありがとうございました。これから五時まで十分お話をさせていただきます。

### 法改正の

#### スケジュールは

青税 それでは具体的に今後のスケジュールについてお聞きしたいのですが。

四元 二月、三月は主税局が予算審議で忙がしいので国税庁と個別

具体的な問題を煮つめる。早い話しが、税理士の使命はどうだとか、

業務はどうだとか、試験制度はどうするかとかいうことですね。基

本要綱はどうだこうだということ

理士会にお知らせして判断を求めることですね。

青税 そのリミットが六月だといふことですね。

四元 六月からはじめますから、六、七、八月ぐらいまでかかるんじゃないでしょうか。そこで政府の希望としては、税理士業界がよろしいとなれば、政府原案として税制調査会にかけるか、かけないか。かけるとすれば、どの程度の深度でかけるか。これは一種のセレモニーとしか考えてないようです。政府はそう深刻には考えてないわけです。基本要綱の精神をどうこうということは、そういう個別、具体的問題を通じて総合的に出てきますからね。それを四月、五月にかけて、六月に入るでしょう。その間、まとまつたもの、あるいは進行状況は各税理士会にお知らせして、意見を承るというふうにして、逐次意思統一をとこうところでしょう。それで六月に最終案にまとまる。これは合意ですね。それは、当座的ワンステップと考えるんだということ



としては、それをどの程度に考えて、どういう評価をしているの

か。

おそらく先ほどのスケジュールにそつておられるならば、かなり深度を堀り下げておやりにならなきやいけないもんであると思うので、そんへんは。

四元 日税連は概定するためにやっているわけですから、それはど

こまでも、会長なり担当副会長なり、専務の個人的な考え方ですか

セレモニーとしか考えてないよう

です。政府はそう深刻には考えてないから、三十九年案のとおりだとかいう関連性はあるまいんですけど。いわばそれで九月、十月ぐらいでしょうね。

それと並行して、政府が法制局と条文の詰めに入ります。これはたっぷり二ヶ月かかると思う

青税 もつと単純明解にお答えいたいです。

青税 当座的ワン・ステップで考

えることはないんだと、いうもの

を、この強行スケジュールでおや

りにならなくてはいけないのか。

望月 それは我々の考え方じゃなく

て、政府の考え方ですね。少なくとも権威ある国会に出す場合には

最高の、最善のものとして、やはり提案しなきゃいかんだろうといふものの考え方ですよ。

青税 一月二十六日の正副会長会において検討された試案について

それに対してなにがなんでも税理士法改正へもつていてこうという考えじゃ全然ないんです。つまり税理士法改正を望むか、望まないか



うな発言が公に出でていながら、どうしてもそれは離せませんよとおっしゃると、どうもつながらないんですよ。次善の策というものを今後模索されるとすれば、ひとつ速かにお教えいただいて、また意見を申し上げたいと思います。

除籍期間五年に延長か

青税 慶應処分の除籍の期間を基  
本要綱では三年としておりますが  
五年に延長する試案が出ておりま  
すが、これは税理士を不安な状況  
におし入れるものと思われます  
が、いかがでしょうか。

過程等で、例えば特試を廃止するかわりに、勤続期間が二五年をもつて、科目免除制度の案が打ち出されているが、その後国税労組との折衝によってどのように詰まっているのか。あるいはこの要求を日税連としてどの程度容れねばならないのか。

言葉の上では、一応の理解を示しますけれども、いざ自分たちの関係になると非常に強いということですね。私の見通しではむづかしいかも知れませんね。

青税 報告された中身というものが最終確定的なものじゃないにしろ、完全に姿を消したということじゃなく、今回の法改正のなかで、やはり一般試験の手直しといふ形で出てくるように思われるわ  
うです。

特説の不公平を

度の改正は、特別試験制度を完全に廃止後抜本的に行なわれるべきであるとしているが、今回の改正作業のなかで、どのように取扱われるのでしょうか。

青税 一般試験の合格者のなかには関与先獲得がむずかしい現状にもかかわらず、片一方で特試によつて資格を得、例えは指定官職以上で退官されたような人が、極端な例は、退官した初年度に一千万円の所得があつたというようなこ

青税 基本要綱のなかで、試験制度が、なお再検討なさらうと思いつつありますが、特試の廃止ということであれば、当然のこととして、一般試験の問題まで論及されてこなきやならんということで、そのことについて税理士法改正対策委員会に、内容検討方に於ける諮問を出し、そないう考え方であります。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

景は、特試廃止を条件は認定制度

をしようということで、税理士、受験生が立ちあがり反対し、昭和

政府

青税 国税労組との分科会の交渉





われたんです。実は、そこで勧弁ならんということですね。

**青税** 一般消費税について検討なさるわけですか。

**四元** だから向うから要綱原案を

…  
**青税** そのへんが違うんですね。

要綱原案を示されなければ検討しないというわけですね。

**四元** 調査指導部長にやつてもらいましょうよ。

### 一般消費税は、

政令改正で可能

**青税** 消費税の問題と歩調が合わないとも、税理士法改正の問題と

一般消費税の問題は別途考えられる問題だという認識でいいわけですね。

**四元** そうです。一般消費税をやるために税理士法を改正するといふ考えは全然ない。一般消費税で

仮りに強行をするとすれば、それは、政令一本でいいんですよ。だから税理士の対象税目に対するこ

についでは、なんら不安はないんですよ。政府側からみても、別に抱き合わせでもなんでもないんですよ。

代理権の明確を!!

**青税** 基本要綱では、「税理士は、

税務代理をするときには、代理の範囲を明示した委任状を税務官公署に提出することとし、この場合において提出する税務書類には、

税理士の署名押印だけで足りるものとする」となっているが、聞き及ぶところによると、税理士が自署押印する。当該申告書等が納税申告書であるときは、あわせて納税者本人にも自署押印させることとしてはどうかという内容が報告されているが、納税者の権利を擁護するという使命から考えてみて、我々税理士にとって、はたして有利かどうか、そのへんをお聞かせ下さい。

**四元** あれは問い合わせですから、これからひとつ充分研究してもらおうと思います。

**青税** これは問い合わせですから、利かずか、そのへんをお聞かせ下さい。

**四元** あれは問い合わせですから、利かずか、そのへんをお聞かせ下さい。

**青税** これは問い合わせですから、利かずか、そのへんをお聞かせ下さい。

**四元** 組織団体はなかなか微妙な問題で、虚心坦懐に税理士の立場、あるいは税理士業務至上主義で考えてくれりやいいけども、人間というのはやっぱりいろんなグループに属していますから、地域的な考え方、派閥のような考え方があるわけです。そこで、都道府県別に税理士会を作つたらどうであるべきです。

あるいは税理士業務至上主義で考えてくれりやいいけども、人間というのはやはりいろいろなグループに属していますから、地域的な考え方、派閥のような考え方があるわけです。

ただ、いま東京税理士会を急に分けるとしたら、税理士法改正なんかそっちのけにして、大変だといふことになるかも知れないで、東京税理士会という個別に申し上げちゃ悪いけれども、よく検討いたします。

これだけの内容のものを、例えればいま組織の問題一つにしても、これは基本要綱に盛られた内容ではないし、いままかがつって初めて、これは問題であると気がついたわけですね。

不勉強ですね。

一概に不勉強と切りつけるのは失礼千万ですよ。

どうして!

不勉強ですね。

ね、一般試験の問題はその前から試験をするときには、代理の範囲を明示した委任状を税務官公署に提出することとし、この場合において提出する税務書類には、税理士の署名押印だけで足りるものとする」となっているが、聞き及ぶところによると、税理士が自署押印する。当該申告書等が納税申告書であるときは、あわせて納税者本人にも自署押印されることとしてはどうかという内容が報告されているが、納税者の権利を擁護するという使命から考えてみて、我々税理士にとって、はたして有利かどうか、そのへんをお聞かせ下さい。

これだけの内容のものを、例えればいま組織の問題一つにしても、これは基本要綱に盛られた内容ではないし、いままかがつって初めて、これは問題であると気がついたわけですね。

不勉強ですね。

一概に不勉強と切りつけるのは失礼千万ですよ。

どうして!

不勉強ですね。

主張

税理士法改正運動は、「指呼の間」に迫ったとか、「射程距離」に入ったとかいわれ、さかんに日税連側より宣伝されてきたが、知るかぎりでは、政府当局者に昨年の三月をもって、基本要綱の説明が終ったとしており、また昨年の五月には国税当局者と日税連幹部との間で懇談が行なわれており、その後とくに何んの進展もみられなかつたのであるが、本年の一月になって、突如、昨年十二月二十七日に行なわれた、税理士法改正問題に関する国税当局と日税連幹部との懇談会の報告なるものが公表された。その内容は一月二十五日付の「税理士界」に掲載されているが、きわめて問題点を多く含んでおり日税連の姿勢が浮き彫りにされたといってよいであろう。

その内容を要約するならば、(1) 税理士法改正法案の国会上程を図るために、税理士業界の意思統一が絶対に必要である。(2) 「納税者の権利擁護」等抽象論、観念論に終始していたのではいつまでたっても法改正はモノにならない。

(3) 改正事項は対象税目や業務の範

式がよい。(5)できるだけ早くクリアア・アップして改正法案を国会に出したい。(6)改正内容は、法制局と国会の審議に堪え得る客観的、具体的必要性がなければならぬ。すなわち改正が、税理士と税理士業界の側、税務行政の側、納税者の側、の三者にとって実益のあるものでなければならぬ。(7)改正を契機として小全業納税者問題の根本的解決をも図りたい。

(2)弁護士及び公認会計士に関する事項を定めた現行税理士法の各条項を、本会要望のとおり改定することについては、極めて困難な状況にある。(3)特別試験を廃し、国税に関する行政事務に二〇〇年以上従事した者に対して、簿記論、財務諸表論の一般試験を行なべく改正を期することは至難のように思われる。(4)税理士及び税理士会の懲戒、監督に関し、弁護士制度における完全自治権に類する制度の創設を期することは至難なようと思われる。(5)税務行政の執行に著しい支障を来たすおそれがあるとされる事項についての改定を期することは困難のようと思われる。

(6)改正内容が法制局と国会の審議に堪え得る客観的、具体的必要性を有するものであること、すなわち当該改正が、(1)税理士と税理士

税理士法第一條の見出しを「税理士の使命」と「試験制度」に改め、同条を次のように改める。

税理士は、独立不偏（又は「公正不偏」）の立場において、被税者の信頼によって、納税義務を適法に実現するとともに、納税者の権利を擁護し、租税正義を守る（又は「高める」「高揚する」ことを使命とする。」

税理士試験制度  
特別試験制度を廢止する。  
特別試験制度の廢止を条件として一般試験制度を次のように改定することとしてはどうか。  
(1) 予備試験制を設ける。現行法で税理士試験受験資格のある者に対する試験制度を次のように改定することは、概ね予備試験を免除するよう措置する。これに該当しない

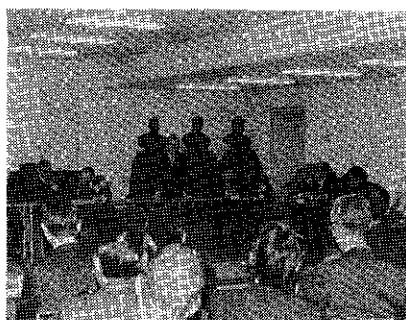
目の拡大に伴つて試験科目を増加する。ただし、任意選択科目とする。(4)従来の要合格科目五科目に新たに税理士法を必須科目として加える。(5)豊富な学識及び実務経験を有する者については、厳正かつ適切な試験目の免除制を考慮する。ただし、税理士法は原則として免除しない。となっている。この二点だけを見ただけでも、「基本要綱」を大幅に後退しており、国税当局のいいなりになつているとしか思えないものである。特に税理士法の「顔」である税理士の使命については、実質的な「納税者の権利擁護」となつていてないし、試験制度についても、特別試験の废止を条件に、試験すらない「科目免除」が創設されるのは改正どころか、改悪なのである。

現実的な問題に限る。(4)国税当局と日税連で合意出来た成案を日税連の改正要望案として建議する方

感觸メモによると(1)税理士の職業としての使命に關し税理士が中正な立場をとるべき旨を定めた現行税理士法第一条の主旨の改定を期す

業界の側、②税務行政の側、③公的機関の側の三者にとって実益のあるものでなければならぬことであることを述べた。

者に対して予備試験を課し本試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定する。(2)科目別合格制は存置する。(3)対象税



# 「税理士不当解任濫用阻止裁判」敗訴

## 判決の日

去る一月三十一日(火)午後一時 東京地裁民事第三十六部第二十九号法廷において判決が下された。

月末で多忙の中を東京税理士会 波多野会長はじめ会員約九十名

が法廷傍聴に参加された。

裁判の判決はいかにと、定刻の一 提訴以来六年間に亘る本の立席もおなじみの顔で一杯となつた。

原告の小林会員、弁護団、傍聴者の方見守るうちに、裁判長山田二郎、矢崎秀一、有吉一郎、三名の

裁判官が入廷し開廷された。

山田裁判長から昭和四七年(第

九六五三号)の判決が次の通り下さ

## 主文

「原告の請求をいずれも棄却す

る。訴訟費用は原告の負担とする」

右の判決が下され直ちに閉廷された。傍聴席の会員は一瞬あっけにとられた。敗訴、重い空気が法廷内に流れた。

裁判長から何らかの判決理由等

が述べられるものと期待していたにもかわらず、多くの税理士が傍聴している中であったと言う間の判決であった。

直ちに検討会があり傍聴参加者

全員に近い出席のうちに開会され

た。波多野会長の挨拶、そして弁護団からの「判決は主文の通りの結果となりましたが、判決理由等

判決文は五十頁におよぶものであ

り精読してから検討する旨を述

べられ、次いで日大北野教授から

「税理士の法的地位確立のため直ちに控訴すべきである」と判決の感想を語られた。

次いで原告小林会員から挨拶がなされ、服部副会長の閉会の挨拶で検討会を終了した。

本裁判を振り返り税理士の法的地位の明確化を目指し、歴史的な勝訴判決を勝ちとるべく原告小林会員は奮闘した。また東京税理士会顧問契約対策特別委員会を中心

に会員多数が長期間亘り支援がつづいた。かつて税理士がこれだけ税理士制度の根幹をなす重要な問題を提訴した事もなく、それだけにこのたびの判決は全国の税理士から注目された。

## 判決理由

判決理由のうち民法六五一条の無理由解除については次の通りの理由であった。

契約解除の効力について検討す

ること

が何時でも解除することができる

と定めているが(民法六五一条一項)、委任にはそれが専ら委任者の利益にもなる場合があり、報酬の定めの有無、任期の有無等種々の形態のものがあるので、一律

に右委任の解除の規定を適用するのではなく、有償委任の場合や委任が受任者の利益をも目的とする場合であっても、当事者間の強度の信頼関係を基礎としているときには、信頼関係を失なったとする当事者間に契約を継続させることの無理なことである。

そこで任期の定めがないかぎり

税理士と依頼者との、いわゆる

「税理士顧問契約」が民法上の典

型契約としての委任であるかどうかについては未だ定説もなく判例もなかつた訳で、従来税理士業務

委嘱契約については、一般にはこ

れを委任もしくは請負であるとされ

れば、一種の無名契約であるとされ

ていたが、本裁判の判決では本件

の顧問契約は、委任契約の性質を明示する必要としないで解除

時でも、已むを得ない事由の存す

ることを要せず、またその理由を

右民法六五一条の適用があり、何

時でも、已むを得ない事由の存す

ことを要せず、またその理由を

明示する必要としないで解除

(告知)できると解するのが相当で

ある。(もともと、受任者が専従

である場合とは、雇傭契約的な色

彩が加わり、受任者の利益を保護

するという要請から、解除につい

て一定の制約があると解する余地

がある。)ところで本件の場合、

前認定のとおり、顧問契約の内容

は、法定の税理士業務の委任とい

うより、経営相談の委任のウエイ

トが大きいものであり、当時者間

の強度の信頼関係を基礎としてい

る委任であり、被告に専従して委

任を受けたものではなく、また任

期の定めもないから、民法六五

条により、委任者である被告は何

時でもその理由を明示することを

要せず解除できるというべく、本

件解除は有効であると下された。

願い申し上げます。

今後とも強力なご支援を切にお

# 特別試験違憲訴訟だより

## 原告松本茂郎氏の証言

新刊書  
自治体財政権  
北野弘久著

東京地裁第一五回法廷は、一月二七日に開かれ、原告の松本茂郎氏が証人台に立った。以下その要旨をお伝えする。

氏は昭和三六年に登録した税理士、公認会計士である。大阪合同税理士会理事、日税連理事、神戸部会長等を歴任、今日迄の経験を

基に、特に税務署員の天下りの実例について述べた。いずれも調査時に納税者にコネをつけるなど、職権を利用して退職後の税理士関与を約束させるというケースである。

### 事例一

昭和四十年ある製造会社に国税局の調査があり、通常ならば問題にならぬようなことを強引に指摘し、それを不問にするかわりに今度退職する課長を顧問に入れるよう求めてきた。

### 事例二

一九七七年七月、関与先の小林酒店の店主が来店、間税の富沢調査官がどうしても関与したいというので、松本先生は手を引いてほしい

と云つて来た。

### 事例三

佐竹調査官は在職中から私の関与先の菱神運輸の監査役をやっていたが、退官と同時に顧問就任を要請し、当方の顧問契約は廃棄した。

### 事例四

ある病院より、いずれ顧問をお願いしたいと云われていたが、五一一年七月に調査があり、その時に副署長をむかえ入れるよう要請され、私の方はことわれた。

以上の他直接間接の、多くの事例がある。

このようないくらかでもチニックできるよう、又税理士法四二条を強化しうるよう「大税会」では綱紀規則の改正を行なおうとしたが、官出身者がこれを徹底的に妨害し、廃案にしてしまった。以来官出身者は結束を強め、当局は彼等を通じて税理士会の選挙に介入してきた。

次回は三月二十四日午後二時

(大阪 亀田誠二記)

その一例として、確定申告期の無料相談において、納税者との相談により得た情報を税務署に報告する「相談票」の提出を求められ、これに対しあことわりもできない情け無い状況である。

以上要するに、特別試験がもたらす弊害は、一、過当競争の招来二、不法な天下り、三、税理士会の体質悪化の三点を強調したい。

以上が証言の要旨である。

次回で結審か

証言のあと裁判長は証人調べはこれまで打ち切り次回をもって審理を終結したい旨を述べた。原告側としては少くとも三人の原告調べを予定していたところであり、強いては二回の原告調べを立てた。裁判官の再び異議を申し立てた。裁判官の再度の協議の結果やはり次回で終結するとのこと。この強引な訴訟指揮に対しどう対処するか、原告側がどうしてこの強引な訴訟指揮に対しどう対処するか、原告側の対応がせまられている。

本書は、まず最初に一般国民の利益のために実践的な創造理論を開拓する。すなわち税法学は、納税者の側にたって租税の徴収面と使途面を合せ広義の租税概念としてとらえる必要がある。この広義の租税概念を前提とする財政法学のレベルにまで高めなければならぬ。具体的には歳入歳出のレベルにおける納税者基本権を具体化するものでなければならないと主張されている。

次には「自治体財政権」の論文が発表されている。著者が自治体財政を救う法理論を創造し、この結果として東京都を始めとして多くの自治体で不均一課税が実施されたこと。

その他自治体財政に関する法理論面のサポートをする論文が発表されている。

本書の諸論文が私達の身近な現実問題を理論的に憲法論として理解する上で非常に役立つ書と思われる。

**好評です** ————— 中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

△ご一報ください——見本ご送付致します。

**印刷** —廉価・迅速—

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。  
ご用命ください。